

ふれあい教室運営業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年1月27日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

ふれあい教室運営業務

(2) 業務内容

別紙「ふれあい教室運営業務基本仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

21,930,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳

令和7年度 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和8年度 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度 7,310,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 事業担当課

広島市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

電 話：082-504-2786

電子メール：seitoshido@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「ふれあい教室運営業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」による。

3 応募資格

以下に掲げる要件を満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分または広島市

の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 小学生・中学生における不登校児童生徒への支援業務の実績を有する者であること。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成 24 年広島市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

4 公募型プロポーザル説明書等の交付方法

公募型プロポーザル説明書等は、広島市ホームページ (<http://www.city.hiroshima.lg.jp>) のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度」) からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和 7 年 2 月 25 日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 交付場所

前記 1 (5) に同じ

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出場所

前記 1 (5) に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式 1）を、前期 1 (5) へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル説明書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 7 年 2 月 14 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 提出場所

前記 1 (5) に同じ。

ウ 受付方法

基本仕様書等に関する質問書（様式３）を、前記１(５)へ電子メールで提出すること。

- (２) 質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答する。また、前記１(５)において、令和７年２月２５日（火）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで閲覧に供するとともに、本市ホームページに掲載する。

７ 企画提案書の提出及び提出場所等

- (１) 提出期限

令和７年２月２５日（火）午後５時１５分まで

- (２) 提出場所

前記１(５)に同じ。

- (３) 提出方法

企画提案書を前記１(５)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

８ 受託候補者の特定

- (１) 審査方法

企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、ふれあい教室委託事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査する。

- (２) 審査基準

プロポーザル説明書のとおり。

- (３) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、その結果を全ての応募者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者の審査結果（順位・点数）を公表する。

９ その他

- (１) 本プロポーザル手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (２) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。また、プレゼンテーションを欠席した応募者については、その提案を無効とする。
- (３) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件にするとともに、契約締結日は 令和７年４月１日（火）とする。
- (４) その他詳細は、プロポーザル説明書による。